

保 護 者 様

茅野市教育委員会

医療機関において「インフルエンザ」と診断された場合は、法律の規定により出席停止となります。登園する際は、この治癒報告書を提出してください。

治癒報告書は、医師の指示を受け療養期間を確認し、保護者が記入してください。

「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と定められていて、保育園等もこれに準じています。

この用紙は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治癒報告書

園長 様

組

園児氏名

下記疾患は、治癒していることを報告いたします。

疾患名	インフルエンザ
発症日（熱が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
治癒の根拠（該当する番号に○）	1. 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した (解熱日 月 日) ※注「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「解熱した後3日」は解熱日を0日とし、翌日を1日とする
	2. 医師の指示 (療養期間 年 月 日～ 年 月 日)

令和 年 月 日より登園させます。

保護者氏名

# インフルエンザの出席停止期間の考え方

【保育園児等の場合】

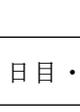
インフルエンザ発症後、登園可能になるには下記の2つの条件を両方、満たさないといけません。

①解熱後3日が経過していること

②発熱後5日が経過していること

発症した日は、発熱の症状が現れた日です。発熱が始まった日は0日目と考え、数には入れません。翌日からを発症第1日目と考えます。

❀下記に月日を入れてください❀

月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
発症後 1日目に 解熱した 場合	☹️	解熱・1日目・2日目・3日目				😊	登園 OK 			
発症後 2日目に 解熱した 場合	☹️	☹️	解熱・1日目・2日目・3日目				登園 OK 			
発症後 3日目に 解熱した 場合	☹️	☹️	☹️	解熱・1日目・2日目・3日目			登園 OK 			
発症後 4日目に 解熱した 場合	☹️	☹️	☹️	☹️	解熱・1日目・2日目・3日目				登園 OK 	

乳幼児の場合、免疫機能の発達が十分ではなく、インフルエンザウイルスの増殖・排出が長期にわたって続くと考えられているため、小中学校より期間が長めに設定されています。

1人1人が停止期間（症状が続く期間）をしっかりと休むことによって流行、拡大を食い止める効果があります。一度に多くの方が感染すると免疫機能の弱い乳幼児や高齢の方、持病のある方が重症になる確率が上がります。さらに働き手のお父さん、お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。